

国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」指定100周年記念 シンボルマークの利用の許諾に関する要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第63条第1項に基づき、府中市が、国天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」指定100周年記念シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を利用するしようとする者に対して利用の許諾をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 この要綱により利用の許諾をするシンボルマークの仕様は、別に定める。
(利用の申込み)

第3条 シンボルマークを利用しようとする者は、申込書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、シンボルマークの利用の許諾をするものとする。

2 市長は、前項の許諾をしたときは、前条の規定による申込みをした者に対し、通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の許諾に際し、シンボルマークの利用に関して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する利用をしないこと。
- (2) 政治的又は宗教的な活動に係る利用をしないこと。
- (3) 府中市の品位を害するおそれのある利用をしないこと。
- (4) シンボルマークのみを印刷した製品（ステッカー、キーホルダー、携帯電話機用ストラップ等）を制作するための利用をしないこと。
- (5) 当該許諾により与えられた権利を第三者へ譲渡しないこと。
- (6) シンボルマークの利用期間は、令和7年3年31日までとすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が、必要と認めること。

(利用の許諾の範囲)

第5条 利用の許諾をする範囲は、法第21条の規定による複製権、第23条の規定による公衆送信権等及び第26条の2の規定による譲渡権とする。

(変更の届出)

第6条 第4条の規定による許諾を得た者（以下「利用者」という。）は、第3条の規定による申込みの内容を変更して利用しようとするときは、届出書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（利用の許諾の取消し）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用の許諾の取消しをするものとする。

- (1) 第4条第3項の規定による利用の条件に反しているとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により許諾を得たことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 利用者は、前項の取消しを受けたときは、頒布したものの回収その他必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項の取消しによって生じる利用者及び第三者の損失を補償しない。

（損失の補償）

第8条 利用者は、前条第1項各号に規定する場合において、府中市に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

（利用に係る料金等）

第9条 シンボルマークの利用に係る料金は、無料とする。

（様式）

第10条 この要領の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期間）

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和7年3月31日に廃止するものとする。